
明石市中小企業融資制度の手引き

(金融機関向け)

明石市 環境産業局 産業振興室 商工政策課

2026年6月

手続の流れ

	取扱金融機関	中小企業者	保証協会	明石市
① 融資申込み 必要書類：2～3ページ		●		
② 受付・審査 要件の確認：4～7ページ	●			
③ 信用保証委託申込み	●			
④ 保証承諾			●	
⑤ 金銭消費貸借契約 融資実行	●			
⑥ 申込書の提出 8ページ	●			
⑦ 融資月報の提出 9ページ	●			

必要書類

■通常申込時に必要な書類

書類名	留意事項
明石市中小企業融資制度申込書	金融機関控と明石市提出用を各1部提出してください。 申込の都度、必要です。
信用保証委託申込書	保証申込の都度、必要です。
確定申告書写及び決算書写	直近2期分（勘定科目内訳明細のあるもの）が必要です。 ただし、個人の場合は、以下のとおりです。 ・青色申告…申告書写、同決算書写 ・白色申告…申告書写、同収支内訳書写
残高試算表	申込時期が決算期から6か月以上経過している場合、必要となります。
事業計画書	創業支援資金融資制度を利用する場合にのみ提出が必要です。 創業後の事業計画を示した書類を任意の様式でご提出ください。

必要書類

■必要に応じて提出いただく書類

書類名	留意事項												
<p>納税証明書（中小企業融資用）</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ご注意ください</p> <p>・納税証明書は中小企業融資用に限ります。 ・申請書の使用目的欄に「明石市融資」と必ず記入してください。</p> </div> <p>※納税証明書が発行されない場合は、「完納証明書」を提出してください。 ※ただし、小規模企業者資金の場合は、要件確認のため必ず「納税証明書（中小企業融資用）」が必要です。</p>	<p>法人の場合 法人市民税 ※申込時直近の決算期のもの</p> <p>個人の場合 市・県民税 ※申込時期により必要年度が異なります。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">申込時期 必要年度</th> <th style="text-align: center;">4月～5月</th> <th style="text-align: center;">6月～1月</th> <th style="text-align: center;">2月～3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">当該年度分</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">前年度分</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>	申込時期 必要年度	4月～5月	6月～1月	2月～3月	当該年度分	—	●	●	前年度分	●	●	—
申込時期 必要年度	4月～5月	6月～1月	2月～3月										
当該年度分	—	●	●										
前年度分	●	●	—										
許認可証等（写）	許認可、免許、登録等を要する業種の場合は、許認可証等の写が必要です。												
個人情報の取扱いに関する同意書	当該年度の4月以降の初回のみ必要です。 （本人、連帯保証人、担保提供者から個別に提出）												
商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（法人の場合）	当該年度の4月以降の初回のみ必要です。 以後は変更があった場合に必要です。												
印鑑証明書	当該年度の4月以降の初回のみ必要です。 発行後3か月以内のものがが必要です。												
見積書（写）	設備資金で、建物の建築、機械等の設備の場合に必要です。												
契約書等（写） 建築確認申請書（写）	設備資金の場合に必要です。 原則として、申込人が建築申請人であることが必要です。												
事業計画書	創業支援資金融資制度を利用する場合に必要です。（任意様式）												
法人代表者、個人事業主の年齢が分かるもの	創業支援資金融資制度を利用する場合で、法人代表者・個人事業主が金融機関申込時に満40歳未満であるときには、より低利な利率での融資が可能です。該当する場合にはご提出ください。												

要件の確認

■申込者の要件

	振興資金		特別小規模企業資金	短期事業資金	創業支援資金
	一般	小規模企業者資金			
規 模	業 種		【 中 小 企 業 者 】(*1)		【小規模企業者】
			従 業 員 数	資 本 金	従 業 員 数
	① 製造業その他		300人以下	3億円以下	20人以下
	ゴム製品製造業(*2)		900人以下	3億円以下	
	② 卸 売 業		100人以下	1億円以下	5人以下 (*3)
	③ 小 売 業		50人以下	5,000万円以下	
	④ サービス業		100人以下	5,000万円以下	
	ソフトウェア業・情報処理サービス業		300人以下	3億円以下	
旅館業		200人以下	5,000万円以下		
(*1) 資本金または従業員数のいずれか一方が該当すれば対象となります。 また、個人企業については、資本金は関係ありません。 (*2) 自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。 (*3) 宿泊業、娯楽業及び旅行業を除く。					
業 種	保証協会対象業種であること。 許認可、免許、登録等を必要とする業種については、許認可、免許、登録等の資格を有していること。 許認可、免許、登録等を必要とする業種の場合は、その名義人及び実態としての代表者が同一であること。 (ただし、申込者と名義人が異なる場合であっても、両者の関係が3親等以内の親族であり、かつ、名義人を保証人につけた場合には申込み可能。保証協会への確認が必要です。)				
所 在	市内に住所または事業所があること。 法人は、本社または支店の所在地が市内であること。				市外で創業する場合は、 市民であること。

要件の確認

■申込者の要件

	振興資金		特別小規模企業資金	短期事業資金	創業支援資金
	一般	小規模企業者資金			
市税の納付状況	<ul style="list-style-type: none"> すべての市税を完納していること。（納税証明書で確認） *個人事業者の場合は、申込時期により必要な納税証明書の年度が異なるので注意すること。→3ページ参照 *納税証明書が発行されない場合は完納証明書でも可（小規模企業者資金を除く） *個人事業者で店舗のみが市内にある場合は、当該店舗に係る市税を完納していれば可（小規模企業者資金を除く） *本社が市外にある法人で市内に支店がある場合は、支店登記者に係る市税を完納していれば可 ・小規模企業者資金を利用する場合は、最近1年間に納期の到来した当該事業に係る市民税所得割（法人の場合は法人割）の課税があり、完納していること。 				
本人要件	<p>次のいずれにも該当しないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 銀行取引停止処分を受けている場合（不渡り後6か月未満を含む） ② 融資の返済を延滞している者およびその連帯保証人 ③ 保証協会が代位弁済している者およびその連帯保証人 ④ 必要な許認可、免許、登録等を受けていない場合 ⑤ ①～④に該当する者が代表者となっている場合 ⑥ 更正・和議・会社整理中の法人 ⑦ 支店の責任者としての事業主 			<p>左欄のほか、①～④のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新規に創業しようとする者または創業後1年未満の者 ② 事業開始が確実と見込まれる者 ③ 許認可が必要な事業では、当該許認可を受けることが確実と見込まれる者 ④ 2年以上の事業継続が確実と見込まれる者 	

創業支援資金の本人要件

▶創業後1年未満の者

- ・会社設立後1年または開業届をしてから1年未満の者をいう。

▶事業開始が確実と見込まれる者

- ・事業計画がしっかりと作られているか。
- ・開業に当たって、事務所の開設準備が進んでいるか。（賃貸借契約の締結等）
- ・自己資金等の開業資金は準備されているか。

▶許認可等を受けることが確実と見込まれる者

- ・許認可等に必要な資格や経験年数を有しているか。
- ・法律の結核事由に該当しないか。

▶2年以上の事業継続が確実と見込まれる者

- ・事業計画において、過剰な売上計画や過小な費用計上がないか。
- ・キャッシュフローに問題はないか。
- ・市場調査等を踏まえて起業しているか。

要件の確認

■申込者の要件

	振興資金		特別小規模企業資金	短期事業資金	創業支援資金
	一般	小規模企業者資金			
融資限度枠	3,000万円以内 運転資金は2,000万円以内	1,000万円以内	500万円以内	1,000万円以内	
借換	元金の2/3以上の返済があれば可	不可	<ul style="list-style-type: none"> ・申込時に保証協会の保証残高が申込額を含めて1,250万円以下であれば可 ・その他の要件もあるため、保証協会へ要確認 	不可	申込時に保証協会の保証残高が申込額を含めて1,000万円以下であれば可
融資の重複利用	市制度以外の制度融資との重複可	保証協会の保証付融資以外の融資との重複可		市制度以外の制度融資との重複可	
担保の有無	必要に応じて徴する	不要	必要に応じて徴する		
連帯保証人	個人の場合は不要 法人の場合は代表者の連帯保証が必要 ※連帯保証人の要件については、信用保証協会の規定による。				
NPO法人利用の可否	○	×	× ※医業を主たる事業とするNPO法人は○	○	× ※医業を主たる事業とするNPO法人であっても×

要件の確認

■資金使途の要件

	振興資金		特別小規模企業資金	短期事業資金	創業支援資金
	一般	小規模企業者資金			
資金使途	運転資金・設備資金			運転資金	運転資金・設備資金

▶運転資金

- 商品原材料等の仕入れ資金
- 商品原材料等の買掛金、未払金、支払手形の決済資金
- 下請工事等支払資金
- 人件費、ボーナス支払資金
- 事務所のレンタル資金
- 諸経費の支払資金

▶設備資金

- 事務所、営業所、工場、店舗等の建築資金
- 事務所、営業所、工場、店舗等の敷地取得資金
- 機械設備、車両運搬具、船舶等の取得資金
- 設備の増築、改良、補修等の資金
- 従業員宿舎または厚生施設設置に要する資金

[注意事項]

- 見積額が申込金額に達しているか。
- 店舗住宅の改装等の場合は、店舗部分に係る費用のみ対象
- 以下の費用は原則として認めない。
 - ① 住宅資金（従業員宿舎の購入費、アパートの権利金を除く）
 - ② 投機的資金（例：株、土地、マンションの個人購入費）
 - ③ 生活資金、出資金、娯楽費

明石市への申込書の提出

■ 提出書類

振興資金	小規模企業者資金	特別小規模企業資金	短期事業資金	創業支援資金
① 申込書（明石市提出用） ② 納税証明書（原本） ③ 信用保証委託申込書（写）	① 申込書（明石市提出用） ② 納税証明書（写） *原本は信用保証協会へ提出 ③ 信用保証委託申込書（写）	① 申込書（明石市提出用） ② 納税証明書（原本） ③ 信用保証委託申込書（写）	① 申込書（明石市提出用） ② 納税証明書（原本） ③ 信用保証委託申込書（写）	① 申込書（明石市提出用） ② 納税証明書（原本） ③ 信用保証委託申込書（写） ④ 事業計画書（写） ⑤ 満40歳未満であることを証明する書類（写） *若年者制度利用の場合のみ必要

制度にかかわらず、返済途中で貸付条件の変更を行った場合は、変更契約書等の写しを送付してください

■ 提出方法

- ・各月ごとにまとめて、翌月10日までにご提出下さい。 **期限厳守**
- ・提出方法については、明石市商工政策課へ持参または**特定記録で郵送**してください。

送付先

〒673-8686
 明石市中崎1丁目5番1号
 明石市環境産業局産業振興室商工政策課

